

平成27年度施策評価シート(平成26年度実施事業)

作成主管課	保険年金課
	健康増進課
関係課	
施策名	社会保障
施策コード	3-2-2

総合計画後期基本計画の内容 ※H24.2月策定

政策体系	政策 第3章 共に支えあい、健やかに暮らせるまちづくり〔健康・福祉〕 小政策 2 日々の健康を支える安心な保健・医療の体制を整えます
現況と課題	社会保障制度は、すべての人が互いに支えあい、健康で文化的な生活を営むうえで、重要な役割を担っていますが、現役世代の減少、雇用基盤の変化などから、その制度基盤が揺らいでおり、安心して生活ができる社会基盤を整備するという社会保障の原点の復元と強化を図ることを趣旨とした制度改革の検討が進められています。 本市では、市独自の医療福祉費の助成事業など支援制度を展開しながら、メタボリックシンドロームなど生活習慣病を中心とした疾病予防対策を実施し、医療費の抑制にも努めてきました。また、国民健康保険事業については、保険税の適正な賦課・徴収を実施してきましたが、収納率は低い水準にあります。 今後は、医療の高度化や生活習慣病の増加などにより医療費が拡大傾向にある中で、適正な国民健康保険事業を運営していくため、国による制度改革(社会保障と税の一体改革)の方向性を注視し、円滑な移行や広域化の検討などを行いながら、レセプト点検や保険税の徴収強化を進めていく必要があります。また、分野横断的な疾病予防対策の推進を図り、持続可能で安心できる社会保障体制を構築していく必要があります。
施策目標	一人ひとりの信頼と安心を確保していくため、社会保障と財政の両立を意識しながら、医療、保健、福祉、産業など分野横断的な健康増進や疾病予防等の対策を推進します。

1 総合計画進行管理

市民からの意見・反応等	・国保税が高い。突然の解雇や雇用体系の見直し等により収入が年々下がり支払いが困難。
-------------	---

市民実感度指標		H23現状値	H24	H25	H26	H27	H28
安心して医療を受けることができると感じている市民の割合	市民実感度	78.500	58.190	63.450	64.140		
	加重平均値	2.948	2.712	2.767	2.808		
当施策を重要と感じている市民の割合	市民実感度						
	加重平均値						
	重要度		96.330	95.380	96.020		
	加重平均値		3.748	3.745	3.752		

(2)目標指標2

数値指標		単位	H23現状値	H24	H25	H26	H27	H28
国民健康保険税の収納率(現年度分)	目標値	%		86.75	87.00	87.30	87.60	88.00
	実績値	%	82.70	86.06	87.16	87.84		
	達成度	%		99.20	100.18	100.62		
	ベンチマーク							
1人当たりの医療費	目標値	円		211,735	222,321	231,213	238,149	242,912
	実績値	円	186,534	193,652	194,620	203,707		
	達成度	%		109.33	114.23	113.51		
	ベンチマーク							
特定健診受診率	目標値	%		65.0	40.0	45.0	50.0	55.0
	実績値	%	37.8	36.7	38.3	38.3		
	達成度	%		56.46	95.75	85.11		
	ベンチマーク							
数値指標の考え方	目標値							
	実績値							
	達成度	%						
	ベンチマーク							

数値指標の考え方	国民健康保険税の収納率については、国民健康保険の運営上必要不可欠のため設定した。安定一人ひとりの信頼と安心を確保していくため、社会保障と財政の両立を意識しながら、医療、保健など健康増進や疾病予防等の対策を推進します。
目標値設定の考え方	収納率については、県平均収納率を目標として設定した。1人当たりの医療費については、医療費の伸び率を毎年1%ずつ抑えることで、医療費の抑制を図る目標として設定した。特定健診受診率については、笠間市特定健康診査等第2期実施計画の目標値として設定した。

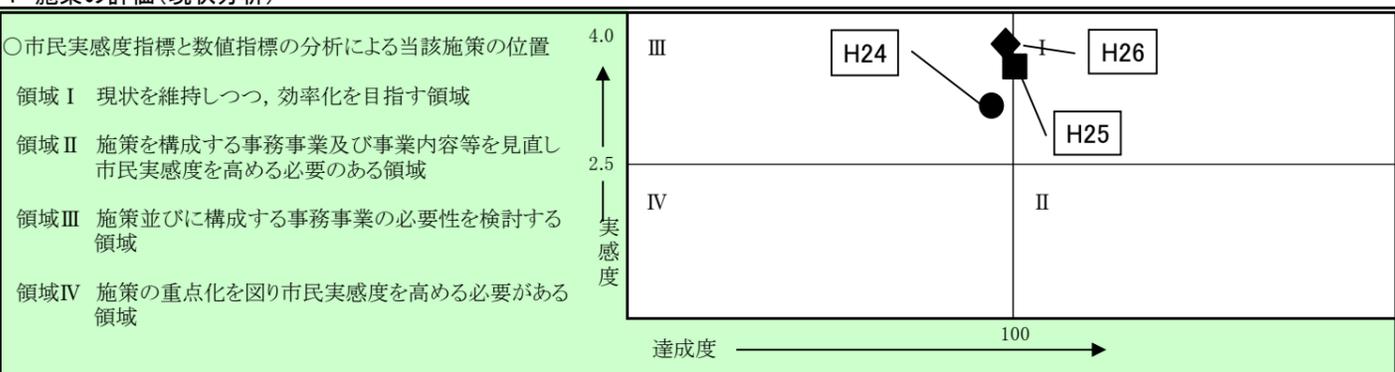
2 施策の成果向上に向けての市民と行政との役割分担をどう考えるか

市民の役割	市民(地域・団体・事業所)が自助でやるべきこと。共助でやるべきこと。市と協働でやるべきこと。 ・国保税については、被保険者が納税の義務を果たす。 ・国保資格等に異動があった場合は速やかに手続きを行う。 ・特定健診を積極的に受診し、疾病の予防に努める。 ・ジェネリック医薬品を積極的に使用し、医療費の削減に努める。
行政の役割	市がやるべきこと。県がやるべきこと。国がやるべきこと。 ・市は適正な賦課と徴収を行う。 ・特定健康診査事業を行い、疾病予防対策を実施し医療費の抑制にも努める。

3 平成26年度の取組状況

取組状況等	取り組み内容と成果、成果が得られた要因として考えられること。 国保税の収納率(現年度分)については、未納者に対し、早い段階での電話催告実施(H26:1,907件)や新規加入世帯や納付書による納税者に対し、口座振替(前年対比2.47%増)による納付方法の変更等の推進により目標を達成。また、医師会との集団契約により市内14の医療機関において特定健診が受診できるようになった。
-------	---

4 施策の評価(現状分析)



指標を分析した結果施策目標は達成されたのか

達成度評価	国保税の収納率(現年度分)は、電話催告(平日・夜間・休日)や口座振替による納付の推進等により目標を達成。特定健診受診率は、目標には達してはいないが、医療機関健診も開始し受診率がアップした。
-------	--

施策目標を達成するための手段(事務事業)の構成は妥当か

構成事務事業の適正性	
------------	--

平成27年度以降に残る課題、その要因として考えられること。

残された課題	国保税(現年度分)収納率87.84%については、市の目標値87.30%に達成したが、県市平均89.20%(H25速報値)には届いていないため、更なる収納率向上に向けての取組が課題となっている。特定健診の受診率38.3%は、年々アップする傾向にあるが、目標値45.0%には達していない状況にある。
--------	---

5 今後の方向性

取組方針	平成28年度に向けた施策方針 口座振替の推進と催告及び電話催告に取り組む。更に重複資格者(国保・社保)に未納者がいることから資格喪失届出の通知を定期的に送付し届出を促し、最終的には職権による資格喪失処理を行う。また、納付書が度々戻ってくる世帯については、現地調査を行い、その結果非現住者については、市民課へ職権削除の処理を依頼する。特定健診の医療機関実施や特定健診の必要性について、広報等で周知し、受診率のアップを目指す。
------	--

シート3-1 施策構成事務事業貢献度評価

施策を構成する事務事業	事業内容	事務事業性質	成果					補助区分	事業費(千円)			貢献度評価	
			成果指標	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度		平成24年度	平成25年度	平成26年度		
1	国民健康保険税賦課・徴収事業	国民健康保険の健全な財政運営を図るため、適正な課税と徴収(現年度分)を行う。	義務的事業	収納率(現年度分)	%	86.06	87.16	87.84	市単	16,838	21,498	17,660	義務的事業
2	国民健康保険趣旨普及事業	国民健康保険制度の普及、啓蒙を図るため、本算定時に送付する納税通知書に同封する「国保だより」、年度末に送付する保険証に同封する「国保ガイドブック」、及び高齢受給者証に同封するリーフレットの作成。	政策的事業	国保加入者	人	25,273	24,941	24,290	国補助	574	516	519	6
3	療養給付事業	国保加入者が、療養の給付に要した保険者負担分の費用を国保連合会を通して医療機関に支払い、国・県に対して負担金・補助金の申請、実績報告を行う。	義務的事業	療養給付費支払金額	千円	4,848,219	4,796,863	4,921,350	国県補助	4,848,219	4,796,863	4,921,350	義務的事業
4	療養費支給事業	国保加入者が、療養に要した保険者負担分の費用を国保連合会、柔道整復師等に支払い、国県に対して負担金・補助金の申請、実績報告を行う。	義務的事業	療養費支払金額	千円	58,362	57,145	53,609	国県補助	58,362	57,145	53,609	義務的事業
5	高額療養費支給事業	被保険者の自己負担分が政令で定める額を超える場合、高額療養費として支給。国・県に対して負担金・補助金の申請、実績報告を行う。	義務的事業	支給率(支払件数/国保加入者)	%	32.88	32.32	33.93	国県補助	570,620	554,251	568,870	義務的事業
6	出産育児一時金支給事業	被保険者の出産に対して、国保連合会からの請求に対して支払う。1件当たり42万円を限度。	義務的事業	支給金額	千円	43,642	42,240	39,900	国補助	43,642	42,240	39,900	義務的事業
7	葬祭費支給事業	国保加入者の死亡に対して、申請により1件当たり5万円を支給する。	義務的事業	支給件数	件	143	145	140	市単	7,150	6,750	7,000	義務的事業
8	後期高齢者支援金事業	後期高齢者医療制度による支援金を各保険者が社会保険診療報酬支払基金を通して納付する。国・県の負担金・補助金の申請、実績報告を行う。	義務的事業	国保被保険者1人当り支援額	千円	50	51	53	国県補助	1,258,137	1,292,769	1,288,922	義務的事業
9	前期高齢者納付金事業	65歳以上75歳未満の前期高齢者に係る医療費の不均衡を調整するため、社会保険診療報酬支払基金を通して納付する。国・県の負担金・補助金の申請、実績報告を行う。	義務的事業	国保被保険者1人当り納付額	円	52	48	41	国県補助	1,310	1,193	910	義務的事業
10	介護納付金事業	40歳以上65歳未満の第2号被保険者が負担する費用について、国税の介護分及び国県の負担金補助金より、社会保険診療報酬支払基金を通して納付する。国・県の負担金・補助金の申請、実績報告を行う。	義務的事業	被保険者(40歳以上65歳未満)1人当り納付額	千円	56	61	67	603	564,036	592,746	603,727	義務的事業
11	特定健康診査等事業	40歳から74歳の国保加入者を対象に、生活習慣病を予防するための健康診査、健康指導を行う。	政策的事業	受診率	%	36.72	38.27	39.00	国県補助	50,389	53,000	57,403	1
12	国保健康づくり推進事業	40歳から74歳の国保加入者を対象に、人間ドック・脳ドックに対して補助を行う。人間ドック(25,000円) 脳ドック(35,000円) 定員数あり	政策的事業	受診率	%	3.09	3.72	4.29	国県補助	19,264	21,651	21,086	2
13	国保健康世帯表彰事業	国保加入者で2年間無受診者に対して、記念品と表彰状を送付する。	政策的事業	対象者数	%	1.92	廃止	廃止	国県補助	857	0	廃止	廃止
14	医療福祉費支給事業	受給資格を満たす人が健康保険証を使って医療機関を受診した場合、窓口一部負担金を公費で負担する茨城県の制度。外来自己負担金1回600円(月2回まで)。入院自己負担金1日300円(月10日まで)。	義務的事業	受給率 受給者数/対象者数	%	94	92	87	県補助	412,641	397,448	358,080	義務的事業
15	医療福祉費支給事業(市単分)	平成26年4月～9月までは県制度の小学校3年生までの対象枠に市単事業として小4～中学生までを拡大、10月～は県制度の小学校6年生まで及び中学生の入院分の対象枠に市単事業として中学生の外来分を拡大する	政策的事業	受給率 受給者数/対象者数	%	78	74	72	市単	26,168	40,805	33,052	3
16	医療福祉費自己負担金助成事業	医療福祉費受給認定者が医療機関に支払った自己負担金及び入院時食事療養費を助成することにより、受給認定者の経済的負担を軽減する。	政策的事業	自己負担金償還額	円	58,248,231	54,000,000	52,899,330	市単	61,169	56,947	42,433	5
17	国民年金事業	国民年金に関する相談・各種届出・免除申請・年金請求手続き・年金機構への書類進達を行う。	義務的事業	年金事務所に行かなくて済んだ人(本庁のみ)	人	4,496	4,674	4,598	国補助	317	121	463	義務的事業
18	後期高齢者医療制度事業	被保険者証の一斉更新、新規被保険者の被保険者証の交付、資格喪失業務、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を行う。	義務的事業	後期高齢者被保険者数	人	10,152	10,297	10,467	市単	6,394	6,480	7,357	義務的事業
事業費合計										7,963,994	7,961,190	8,041,709	

シート1 施策構成事務事業目的直結度評価

施策名 社会保障



- 法定受託事務(義務的事業に分類)
- 国民健康保険税賦課・徴収事業
 - 療養給付事業
 - 療養費支給事業
 - 高額療養費支給事業
 - 出産育児一時金支給事業
 - 葬祭費支給事業
 - 後期高齢者支援金事業
 - 前期高齢者納付金事業
 - 介護納付金事業
 - 医療福祉費支給事業
 - 国民年金事業
 - 後期高齢者医療制度事業
 - 後期高齢者医療保険料徴収事務
 - 特定保健指導事業

事務事業の成果基準の説明

シート2 施策構成事務事業貢献度評価

施策名 社会保障

施策の目的に対する事務事業の目的の直結度

- 非常に高い 1
- 高い 2 3
- 中 4 5 6
- 低い 7 8 9

1 特定健康診査等事業	2 後期高齢者健診事業 国保健康づくり推進事業	4 後期高齢者人間ドック等事業
3 医療福祉費支給事業(市単独分)	5 医療福祉費自己負担金助成事業	7
6 国民健康保険趣旨普及事業	8	10
9	11	12

事務事業の休廃止検討エリア

- 法定受託事務(義務的的事业に分類)
- 国民健康保険税賦課・徴収事業
 - 療養給付事業
 - 療養費支給事業
 - 高額療養費支給事業
 - 出産育児一時金支給事業
 - 葬祭費支給事業
 - 後期高齢者支援金事業
 - 前期高齢者納付金事業
 - 介護納付金事業
 - 医療福祉費支給事業
 - 国民年金事業
 - 後期高齢者医療制度事業
 - 後期高齢者医療保険料徴収事務
 - 特定保健指導事業
- 事務事業の成果基準の説明

成果は高い(上位) 成果はやや高い(中位) 成果は普通(中位) 成果は低い、ほとんど出ていない若しくは把握できない(下位)

事務事業の成果